

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(別冊)</p> <p style="text-align: center;">国税通則法第7章の2 (国税の調査) 関係通達</p> <p>用語の意義 (省 略)</p> <p>第1章 法第74条の2～法第74条の6関係 (質問検査権) (省 略)</p> <p>第2章 法第74条の7関係 (留置き) (省 略)</p> <p><u>第3章 法第74条の7の2・法第74条の12関係 (事業者等への報告の求め及び協力要請)</u></p> <p>3-1 <u>「事業者」の範囲</u></p> <p>3-2 <u>「特別の法律により設立された法人」の範囲</u></p> <p>3-3 <u>「特定取引者の範囲を定め」の意義</u></p> <p>3-4 <u>「特定事業者等」による「報告」の方法</u></p> <p>3-5 <u>法第74条の7の2第1項の規定による処分の意義</u></p> <p>3-6 <u>「特定取引と同種の取引」の意義</u></p> <p>3-7 <u>「課税標準」の意義</u></p> <p>3-8 <u>「課税標準等又は税額等について国税に関する法律の規定に違反する事実を生じさせることが推測される場合」の意義</u></p> <p>3-9 <u>「特定事業者等の住所又は居所の所在地」の範囲</u></p> <p>3-10 <u>「特定取引」の範囲</u></p> <p>3-11 <u>「これらの取引を行う者を特定することが困難である取引」の意義</u></p>	<p style="text-align: right;">(別冊)</p> <p style="text-align: center;">国税通則法第7章の2 (国税の調査) 関係通達</p> <p>用語の意義 (同 左)</p> <p>第1章 法第74条の2～法第74条の6関係 (質問検査権) (同 左)</p> <p>第2章 法第74条の7関係 (留置き) (同 左)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>3-12</u> 「特定事項」の範囲</p> <p><b>第4章 法第74条の9～法第74条の11関係（事前通知及び調査の終了の際の連続）</b></p> <p><b>第1節 共通的事項</b></p> <p><u>4-1</u> 一の調査</p> <p><u>4-2</u> 「課税期間」の意義等</p> <p><u>4-3</u> 「調査」に該当しない行為【1-2の再掲】</p> <p><u>4-4</u> 「実地の調査」の意義</p> <p><u>4-5</u> 通知等の相手方</p> <p><b>第2節 事前通知に関する事項</b></p> <p><u>5-1</u> 法第74条の9又は法第74条の10の規定の適用範囲</p> <p><u>5-2</u> 申請等の審査のために行う調査の事前通知</p> <p><u>5-3</u> 事前通知事項としての「帳簿書類その他の物件」</p> <p><u>5-4</u> 質問検査等の対象となる「帳簿書類その他の物件」の範囲【1-5の再掲】</p> <p><u>5-5</u> 「調査の対象となる期間」として事前通知した課税期間以外の課税期間に係る「帳簿書類その他の物件」</p> <p><u>5-6</u> 事前通知した日時等の変更に係る合理的な理由</p> <p><u>5-7</u> 「その営む事業内容に関する情報」の範囲等</p> <p><u>5-8</u> 「違法又は不当な行為」の範囲</p> <p><u>5-9</u> 「違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれ」があると認める場合の例示</p>	<p><b>第3章 法第74条の9～法第74条の11関係（事前通知及び調査の終了の際の連続）</b></p> <p><b>第1節 (同 左)</b></p> <p><u>3-1</u> (同 左)</p> <p><u>3-2</u> (同 左)</p> <p><u>3-3</u> (同 左)</p> <p><u>3-4</u> (同 左)</p> <p><u>3-5</u> (同 左)</p> <p><b>第2節 (同 左)</b></p> <p><u>4-1</u> (同 左)</p> <p><u>4-2</u> (同 左)</p> <p><u>4-3</u> (同 左)</p> <p><u>4-4</u> (同 左)</p> <p><u>4-5</u> (同 左)</p> <p><u>4-6</u> (同 左)</p> <p><u>4-7</u> (同 左)</p> <p><u>4-8</u> (同 左)</p> <p><u>4-9</u> (同 左)</p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>5</u> -10 「その他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある と認める場合の例示	<u>4</u> -10 (同 左)
<b>第3節 調査の終了の際の手続に関する事項</b>	<b>第3節 (同 左)</b>
<u>6</u> -1 法第74条の11第1項又は第2項の規定の適用範囲	<u>5</u> -1 (同 左)
<u>6</u> -2 「更正決定等」の範囲	<u>5</u> -2 (同 左)
<u>6</u> -3 「更正決定等をすべきと認めた額」の意義	<u>5</u> -3 (同 左)
<u>6</u> -4 調査結果の内容の説明後の調査の再開及び再度の説明	<u>5</u> -4 (同 左)
<u>6</u> -5 調査の終了の際の手続に係る書面の交付手続	<u>5</u> -5 (同 左)
<u>6</u> -6 法第74条の11第6項の規定の適用	<u>5</u> -6 (同 左)
<u>6</u> -7 「新たに得られた情報」の意義	<u>5</u> -7 (同 左)
<u>6</u> -8 「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき」の範囲	<u>5</u> -8 (同 左)
<u>6</u> -9 事前通知事項以外の事項について調査を行う場合の法第74条の11第6 項の規定の適用	<u>5</u> -9 (同 左)
<b>第4節 連結法人の連結所得に対する法人税に係る適用関係に関する事項</b>	<b>第4節 (同 左)</b>
<u>7</u> -1 法第74条の9又は法第74条の10の規定の適用関係	<u>6</u> -1 (同 左)
<u>7</u> -2 連結子法人に対する事前通知	<u>6</u> -2 (同 左)
<u>7</u> -3 法第74条の11第1項又は第2項の規定の適用関係 (1) 連結親法人に対する更正決定等をすべきと認められない旨の通知 (2) 連結親法人に対する調査結果の内容の説明 (3) 連結子法人に対する調査の終了の際の手続	<u>6</u> -3 (同 左)
<u>7</u> -4 一部の連結子法人の同意がない場合における連結親法人への通知等	<u>6</u> -4 (同 左)
<u>7</u> -5 法第74条の11第6項の規定の適用関係	<u>6</u> -5 (同 左)
<b>第5節 税務代理人に関する事項</b>	<b>第5節 (同 左)</b>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>8</u> －1 税務代理人を通じた事前通知事項の通知	<u>7</u> －1 (同 左)
<u>8</u> －2 税務代理人からの事前通知した日時等の変更の求め	<u>7</u> －2 (同 左)
<u>8</u> －3 税務代理人がある場合の実地の調査以外の調査結果の内容の説明等	<u>7</u> －3 (同 左)
<u>8</u> －4 法に基づく事前通知と税理士法第34条《調査の通知》に基づく調査の通知との関係	<u>7</u> －4 (同 左)
<u>8</u> －5 一部の納税義務者の同意がない場合における税務代理人への通知等	<u>7</u> －5 (同 左)
<b>第5章 経過措置に関する事項</b>	<b>第4章 (同 左)</b>
<u>9</u> －1 提出物件の留置きの適用	<u>8</u> －1 (同 左)
<u>9</u> －2 事前通知手続の適用	<u>8</u> －2 (同 左)
<u>9</u> －3 調査の終了の際の手続の適用	<u>8</u> －3 (同 左)

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第1章 法第74条の2～法第74条の6関係（質問検査権）（省略）	第1章 法第74条の2～法第74条の6関係（質問検査権）（同左）
第2章 法第74条の7関係（留置き）（省略）	第2章 法第74条の7関係（留置き）（同左）
<p data-bbox="98 549 1115 628">第3章 <u>法第74条の7の2・法第74条の12関係（事業者等への報告の求め及び協力要請）</u></p> <p data-bbox="98 644 1115 676"><u>（「事業者」の範囲）</u></p> <p data-bbox="98 692 1115 820">3-1 <u>法第74条の7の2及び法第74条の12第1項に規定する「事業者」とは、商業、工業、金融業、鉱業、農業、水産業等のあらゆる事業を行う者をいい、その行う事業についての営利・非営利の別は問わないことに留意する。</u></p> <p data-bbox="98 836 1115 868"><u>（「特別の法律により設立された法人」の範囲）</u></p> <p data-bbox="98 884 1115 1011">3-2 <u>法第74条の7の2第1項及び法第74条の12第1項に規定する「特別の法律により設立された法人」とは、会社法や民法などの一般的な根拠法に基づく法人でなく、特別の単独法によって法人格を与えられた法人をいう。</u></p> <p data-bbox="98 1027 1115 1059"><u>（「特定取引者の範囲を定め」の意義）</u></p> <p data-bbox="98 1075 1115 1251">3-3 <u>法第74条の7の2第1項に規定する「特定取引者の範囲を定め」とは、報告の求めの相手方である特定事業者等が報告の対象となる特定取引者の範囲を合理的に特定することができるよう、国税局長が対象となる取引内容や取引金額を具体的に指定することをいう。</u></p> <p data-bbox="98 1267 1115 1299"><u>（「特定事業者等」による「報告」の方法）</u></p> <p data-bbox="98 1315 1115 1442">3-4 <u>法第74条の7の2第1項に規定する「特定事業者等」による「報告」の方法については、特定事業者等の顧客等の情報管理方法などを踏まえ、書面による提出のほか、電子媒体による提出など特定事業者等にとって合理的な方法</u></p>	<p data-bbox="1115 549 2125 580"><u>（新設）</u></p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>よることができることに留意する。</u></p> <p><u>(法第74条の7の2第1項の規定による処分の意義)</u></p> <p><u>3-5 法第74条の7の2第1項の規定による処分は、法第75条第1項第1号に掲げる処分に該当し、同号に定める不服申立ての対象となることに留意する。</u></p> <p><u>(「特定取引と同種の取引」の意義)</u></p> <p><u>3-6 法第74条の7の2第2項第1号に規定する「特定取引と同種の取引」とは、例えば、介在する事業者や物件等が異なっても物件等の性質や取引内容などに共通の特徴があるものをいう。</u></p> <p><u>(「課税標準」の意義)</u></p> <p><u>3-7 法第74条の7の2第2項各号に規定する「課税標準」とは、各税法に規定する課税標準をいうが、相続税及び贈与税については、相続税法第11条の2((相続税の課税価格))、第21条の2((贈与税の課税価格))及び第21条の10((相続時精算課税に係る贈与税の課税価格))に規定する「課税価格」をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(「課税標準等又は税額等について国税に関する法律の規定に違反する事実を生じさせることが推測される場合」の意義)</u></p> <p><u>3-8 法第74条の7の2第2項第2号及び第3号に規定する「課税標準等又は税額等について国税に関する法律の規定に違反する事実」とは、納税義務のある者が納税申告書を提出しないことや納税申告書に記載した納付すべき税額に不足額があることなどをいう。</u></p> <p><u>なお、当該事実を生じさせることが推測される場合とは、実際に違反している事実が生じていることを要しないことに留意する。</u></p> <p><u>(「特定事業者等の住所又は居所の所在地」の範囲)</u></p>	

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>3-9 法第74条の7の2第3項第1号に規定する「特定事業者等の住所又は居所の所在地」には、法人の本店又は主たる事務所の所在地のほか、支店等の住所も含む。</u></p> <p><u>(「特定取引」の範囲)</u></p> <p><u>3-10 法第74条の7の2第3項第2号に規定する「電子情報処理組織を使用して行われる事業者等……との取引、事業者等が電子情報処理組織を使用して提供する場を利用して行われる取引その他の取引」とは、事業者等とその相手方との間の契約に基づく金品の授受や役務の提供などの取引全般を指し、有償の取引であるかどうかは問わず、補助金や給付金等の交付のほか事業者等を介して行われる取引も含まれる。</u></p> <p><u>また、当該取引には、電子情報処理組織を使用しない取引も含まれる。</u></p> <p><u>(「これらの取引を行う者を特定することが困難である取引」の意義)</u></p> <p><u>3-11 法第74条の7の2第3項第2号に規定する「第1項の規定による処分によらなければこれらの取引を行う者を特定することが困難である取引」とは、国税当局が保有する他の情報収集手段（例えば法定調書、法第74条の12第1項に基づく事業者等への協力要請など）では取引を行う者を特定することが困難な取引をいう。</u></p> <p><u>(「特定事項」の範囲)</u></p> <p><u>3-12 法第74条の7の2第3項第4号に規定する「特定事項」については、「氏名」、「住所又は居所」及び「番号」と定められているが、特定事業者等が「特定事項」の一部を保有していない場合には、保有している情報のみが報告の対象となることに留意する。</u></p>	

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第4章 法第74条の9～法第74条の11関係(事前通知及び調査の終了の際の手続)</p> <p><b>第1節 共通的事項</b></p> <p>(一の調査)</p> <p><u>4-1</u> (省 略)</p> <p>(「課税期間」の意義等)</p> <p><u>4-2</u></p> <p>(1) <u>4-1</u>において、「課税期間」とは、法第2条第9号《定義》に規定する「課税期間」をいうのであるが、具体的には、次のとおりとなることに留意する。</p> <p>イ～ヘ (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(「調査」に該当しない行為【1-2の再掲】)</p> <p><u>4-3</u> (省 略)</p> <p>(「実地の調査」の意義)</p> <p><u>4-4</u> (省 略)</p> <p>(通知等の相手方)</p> <p><u>4-5</u> 法第74条の9から法第74条の11までの各条に規定する納税義務者に対する通知、説明、勧奨又は交付(以下、<u>4-5</u>において「通知等」という。)の各手続の相手方は法第74条の9第3項第1号に規定する「納税義務者」(法人の場合は代表者)となることに留意する。</p> <p>ただし、納税義務者に対して通知等を行うことが困難な事情等がある場合には、権限委任の範囲を確認した上で、当該納税義務者が未成年者の場合にはその法定代理人、法人の場合にはその役員若しくは経理に関する事務の上席の責任者又は源泉徴収事務の責任者等、一定の業務執行の権限委任を受けている者</p>	<p>第3章 (同 左)</p> <p><b>第1節 (同 左)</b></p> <p>(同 左)</p> <p><u>3-1</u> (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p><u>3-2</u></p> <p>(1) <u>3-1</u>において、「課税期間」とは、法第2条第9号《定義》に規定する「課税期間」をいうのであるが、具体的には、次のとおりとなることに留意する。</p> <p>イ～ヘ (同 左)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p><u>3-3</u> (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p><u>3-4</u> (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p><u>3-5</u> 法第74条の9から法第74条の11までの各条に規定する納税義務者に対する通知、説明、勧奨又は交付(以下、<u>3-5</u>において「通知等」という。)の各手続の相手方は法第74条の9第3項第1号に規定する「納税義務者」(法人の場合は代表者)となることに留意する。</p> <p>ただし、納税義務者に対して通知等を行うことが困難な事情等がある場合には、権限委任の範囲を確認した上で、当該納税義務者が未成年者の場合にはその法定代理人、法人の場合にはその役員若しくは納税申告書に署名した経理に関する事務の上席の責任者(法人税法第151条第2項《代表者等の自署押印》)</p>



(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>を通じて当該納税義務者に通知等を行うこととしても差し支えないことに留意する。</p> <p><b>第2節 事前通知に関する事項</b>  (法第74条の9又は法第74条の10の規定の適用範囲)</p> <p><u>5</u>-1 (省略)  (申請等の審査のために行う調査の事前通知)</p> <p><u>5</u>-2 (省略)  (事前通知事項としての「帳簿書類その他の物件」)</p> <p><u>5</u>-3 (省略)  (質問検査等の対象となる「帳簿書類その他の物件」の範囲【1-5の再掲】)</p> <p><u>5</u>-4 (省略)  (「調査の対象となる期間」として事前通知した課税期間以外の課税期間に係る「帳簿書類その他の物件」)</p> <p><u>5</u>-5 (省略)  (事前通知した日時等の変更に係る合理的な理由)</p> <p><u>5</u>-6 法第74条の9第2項の規定の適用に当たり、調査を開始する日時又は調査を行う場所の変更を求める理由が合理的であるか否かは、個々の事案における事実関係に即して、当該納税義務者の私的利益と実地の調査の適正かつ円滑な実施の必要性という行政目的とを比較衡量の上判断するが、例えば、納税義務者等(税務代理人を含む。以下、<u>5</u>-6において同じ。)の病気・怪我等による一時的な入院や親族の葬儀等の一身上のやむを得ない事情、納税義務者等の業務上やむを得ない事情がある場合は、合理的な理由があるものとして取り扱</p>	<p>又は源泉徴収事務の責任者等、一定の業務執行の権限委任を受けている者を通じて当該納税義務者に通知等を行うこととしても差し支えないことに留意する。</p> <p><b>第2節 (同左)</b>  (同左)</p> <p><u>4</u>-1 (同左)  (同左)</p> <p><u>4</u>-2 (同左)  (同左)</p> <p><u>4</u>-3 (同左)  (同左)</p> <p><u>4</u>-4 (同左)  (同左)</p> <p><u>4</u>-5 (同左)  (同左)</p> <p><u>4</u>-6 法第74条の9第2項の規定の適用に当たり、調査を開始する日時又は調査を行う場所の変更を求める理由が合理的であるか否かは、個々の事案における事実関係に即して、当該納税義務者の私的利益と実地の調査の適正かつ円滑な実施の必要性という行政目的とを比較衡量の上判断するが、例えば、納税義務者等(税務代理人を含む。以下、<u>4</u>-6において同じ。)の病気・怪我等による一時的な入院や親族の葬儀等の一身上のやむを得ない事情、納税義務者等の業務上やむを得ない事情がある場合は、合理的な理由があるものとして取り扱</p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>うことに留意する。</p> <p>㊦ (省略)</p> <p>(「その営む事業内容に関する情報」の範囲等)</p> <p><u>5</u>-7 (省略)</p> <p>(「違法又は不当な行為」の範囲)</p> <p><u>5</u>-8 (省略)</p> <p>(「違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれ」があると認める場合の例示)</p> <p><u>5</u>-9 法第74条の10に規定する「違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれ」があると認める場合とは、例えば、次の(1)から(5)までに掲げるような場合をいう。</p> <p>(1) 事前通知をすることにより、納税義務者において、法第<u>128</u>条第2号又は同条第3号に掲げる行為を行うことを助長することが合理的に推認される場合。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>(「その他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認める場合の例示)</p> <p><u>5</u>-10 (省略)</p> <p>第3節 調査の終了の際の手續に関する事項</p> <p>(法第74条の11第1項又は第2項の規定の適用範囲)</p> <p><u>6</u>-1 (省略)</p> <p>(「更正決定等」の範囲)</p> <p><u>6</u>-2 (省略)</p>	<p>うことに留意する。</p> <p>㊦ (同左)</p> <p>(同左)</p> <p><u>4</u>-7 (同左)</p> <p>(同左)</p> <p><u>4</u>-8 (同左)</p> <p>(同左)</p> <p><u>4</u>-9 法第74条の10に規定する「違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれ」があると認める場合とは、例えば、次の(1)から(5)までに掲げるような場合をいう。</p> <p>(1) 事前通知をすることにより、納税義務者において、法第<u>127</u>条第2号又は同条第3号に掲げる行為を行うことを助長することが合理的に推認される場合。</p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>(同左)</p> <p><u>4</u>-10 (同左)</p> <p>第3節 (同左)</p> <p>(同左)</p> <p><u>5</u>-1 (同左)</p> <p>(同左)</p> <p><u>5</u>-2 (同左)</p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(「更正決定等をすべきと認めた額」の意義)</p> <p><u>6</u>－3 (省 略)</p> <p>(調査結果の内容の説明後の調査の再開及び再度の説明)</p> <p><u>6</u>－4 (省 略)</p> <p>(調査の終了の際の手續に係る書面の交付手續)</p> <p><u>6</u>－5 (省 略)</p> <p>(法第74条の11第6項の規定の適用)</p> <p><u>6</u>－6 更正決定等を目的とする調査の結果、法第74条の11第1項の通知を行った後、又は同条第2項の調査(実地の調査に限る。)の結果につき納税義務者から修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収に係る所得税の納付がなされた後若しくは更正決定等を行った後において、新たに得られた情報に照らして非違があると認めるときは、当該職員は当該調査(以下、<u>6</u>－6において「前回の調査」という。)の対象となった納税義務者に対し、前回の調査に係る納税義務に関して、再び質問検査等(以下、第<u>4</u>章第3節において「再調査」という。)を行うことができることに留意する。</p> <p>(註)</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 前回の調査は、更正決定等を目的とする調査であることから、前回の調査には、<u>6</u>－1に定めるように再調査決定又は申請等の審査のために行う調査は含まれないことに留意する。</p> <p>3 <u>4</u>－1(4)の取扱いによる場合には、例えば、同一の納税義務者に対し、移転価格調査を行った後に移転価格調査以外の部分の調査を行うときは、両方の調査が同一の納税義務に関するものであっても、移転価格調査以外</p>	<p>(同 左)</p> <p><u>5</u>－3 (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p><u>5</u>－4 (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p><u>5</u>－5 (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p><u>5</u>－6 更正決定等を目的とする調査の結果、法第74条の11第1項の通知を行った後、又は同条第2項の調査(実地の調査に限る。)の結果につき納税義務者から修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収に係る所得税の納付がなされた後若しくは更正決定等を行った後において、新たに得られた情報に照らして非違があると認めるときは、当該職員は当該調査(以下、<u>5</u>－6において「前回の調査」という。)の対象となった納税義務者に対し、前回の調査に係る納税義務に関して、再び質問検査等(以下、第<u>3</u>章第3節において「再調査」という。)を行うことができることに留意する。</p> <p>(註)</p> <p>1 (同 左)</p> <p>2 前回の調査は、更正決定等を目的とする調査であることから、前回の調査には、<u>5</u>－1に定めるように再調査決定又は申請等の審査のために行う調査は含まれないことに留意する。</p> <p>3 <u>3</u>－1(4)の取扱いによる場合には、例えば、同一の納税義務者に対し、移転価格調査を行った後に移転価格調査以外の部分の調査を行うときは、両方の調査が同一の納税義務に関するものであっても、移転価格調査以外</p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の部分の調査は再調査には当たらないことに留意する。</p> <p>(「新たに得られた情報」の意義)</p> <p><u>6-7</u> 法第74条の11第6項に規定する「新たに得られた情報」とは、同条第1項の通知又は同条第2項の説明(6-4の「再度の説明」を含む。)に係る国税の調査(実地の調査に限る。)において質問検査等を行った当該職員が、当該通知又は当該説明を行った時点において有していた情報以外の情報をいう。</p> <p>㊦ (省略)</p> <p>(「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき」の範囲)</p> <p><u>6-8</u> (省略)</p> <p>(事前通知事項以外の事項について調査を行う場合の法第74条の11第6項の規定の適用)</p> <p><u>6-9</u> (省略)</p> <p>第4節 連結法人の連結所得に対する法人税に係る適用関係に関する事項 (法第74条の9又は法第74条の10の規定の適用関係)</p> <p><u>7-1</u> (省略)</p> <p>(連結子法人に対する事前通知)</p> <p><u>7-2</u> (省略)</p> <p>(法第74条の11第1項又は第2項の規定の適用関係)</p> <p><u>7-3</u></p> <p>(1)~(2) (省略)</p> <p>(3) 連結子法人に対する調査の終了の際の手續</p> <p>連結子法人について、法第74条の11第2項に規定する「更正決定等をすべきと認める場合」に該当するか否かは、国税に関する調査の結果、当該連</p>	<p>の部分の調査は再調査には当たらないことに留意する。</p> <p>(同左)</p> <p><u>5-7</u> 法第74条の11第6項に規定する「新たに得られた情報」とは、同条第1項の通知又は同条第2項の説明(5-4の「再度の説明」を含む。)に係る国税の調査(実地の調査に限る。)において質問検査等を行った当該職員が、当該通知又は当該説明を行った時点において有していた情報以外の情報をいう。</p> <p>㊦ (同左)</p> <p>(同左)</p> <p><u>5-8</u> (同左)</p> <p>(同左)</p> <p><u>5-9</u> (同左)</p> <p>第4節 (同左)</p> <p>(同左)</p> <p><u>6-1</u> (同左)</p> <p>(同左)</p> <p><u>6-2</u> (同左)</p> <p>(同左)</p> <p><u>6-3</u></p> <p>(1)~(2) (同左)</p> <p>(3) 連結子法人に対する調査の終了の際の手續</p> <p>連結子法人について、法第74条の11第2項に規定する「更正決定等をすべきと認める場合」に該当するか否かは、国税に関する調査の結果、当該連</p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>結子法人に係る法人税法第 81 条の 25 《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定による個別帰属額の届出書に記載された内容について、連結親法人に対して更正決定等をすべきと認められることとなる非違事項（以下、<u>7-3</u> (3)において単に「非違事項」という。）があるかどうかにより判定することに留意する。</p> <p>㊦（省略）</p> <p><b>（一部の連結子法人の同意がない場合における連結親法人への通知等）</b></p> <p><u>7-4</u>（省略）</p> <p><b>（法第 74 条の 11 第 6 項の規定の適用関係）</b></p> <p><u>7-5</u> 連結法人に対して、国税に関する実地の調査（以下、<u>7-5</u>において「前回の調査」という。）を行った後において、前回の調査における質問検査等の相手方とならなかった連結子法人に対して、前回の調査における課税期間を対象として国税に関する調査を行おうとする場合には、法第 74 条の 11 第 6 項の適用があることに留意する（<u>4-1</u>(4)ロの取扱いによる場合を除く。）。</p> <p><b>第 5 節 税務代理人に関する事項</b></p> <p><b>（税務代理人を通じた事前通知事項の通知）</b></p> <p><u>8-1</u>（省略）</p> <p><b>（税務代理人からの事前通知した日時等の変更の求め）</b></p> <p><u>8-2</u>（省略）</p> <p><b>（税務代理人がある場合の実地の調査以外の調査結果の内容の説明等）</b></p> <p><u>8-3</u>（省略）</p> <p><b>（法に基づく事前通知と税理士法第 34 条《調査の通知》に基づく調査の通知との関係）</b></p>	<p>結子法人に係る法人税法第 81 条の 25 《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定による個別帰属額の届出書に記載された内容について、連結親法人に対して更正決定等をすべきと認められることとなる非違事項（以下、<u>6-3</u> (3)において単に「非違事項」という。）があるかどうかにより判定することに留意する。</p> <p>㊦（同左）</p> <p><b>（同左）</b></p> <p><u>6-4</u>（同左）</p> <p><b>（同左）</b></p> <p><u>6-5</u> 連結法人に対して、国税に関する実地の調査（以下、<u>6-5</u>において「前回の調査」という。）を行った後において、前回の調査における質問検査等の相手方とならなかった連結子法人に対して、前回の調査における課税期間を対象として国税に関する調査を行おうとする場合には、法第 74 条の 11 第 6 項の適用があることに留意する（<u>3-1</u>(4)ロの取扱いによる場合を除く。）。</p> <p><b>第 5 節（同左）</b></p> <p><b>（同左）</b></p> <p><u>7-1</u>（同左）</p> <p><b>（同左）</b></p> <p><u>7-2</u>（同左）</p> <p><b>（同左）</b></p> <p><u>7-3</u>（同左）</p> <p><b>（同左）</b></p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>8</u>-4 (省略) (一部の納税義務者の同意がない場合における税務代理人への説明等)</p> <p><u>8</u>-5 (省略)</p> <p>第<u>5</u>章 経過措置に関する事項 (提出物件の留置きの適用)</p> <p><u>9</u>-1 (省略) (事前通知手続の適用)</p> <p><u>9</u>-2 (省略) (調査の終了の際の手続の適用)</p> <p><u>9</u>-3 (省略)</p>	<p><u>7</u>-4 (同左) (同左)</p> <p><u>7</u>-5 (同左)</p> <p>第<u>4</u>章 (同左) (同左)</p> <p><u>8</u>-1 (同左) (同左)</p> <p><u>8</u>-2 (同左) (同左)</p> <p><u>8</u>-3 (同左)</p>